

1 成田市第5次行政改革大綱(素案)について

番号	体系等	意見等の概要
1	1(1)これまでの経緯	具体的な組織・機構の見直しの数例を掲載すべき。検証の有無が不明で、市民への成果の公表(情報提供)がない。
2	1(1)これまでの経緯	「成田市行政改革懇談会」は存続しているのか。
3	1(2)社会経済情勢の変化 少子・高齢化の進行	生産年齢について、現代社会の現状は60歳定年が多く、これは就労可能か否かの大きな要因となっている。したがって、64歳までが「生産年齢」には疑問。成田市内における60歳から64歳までの総人口に対する就労人員の比率は、「生産年齢人口」を別の表現に修正を。
4	1(2)社会経済情勢の変化 合併効果の実現	進行した行政改革の具体的な事項の追加を。合併後4年を経過したが、成果評価が公表されず、市民には現状がわからず。次に市町村合併が計画されたときの判断材料がない。
5	1(2)社会経済情勢の変化 今後の財政需要	人件費が「任意では削減できない」の論は疑問。「人件費」を削除し、他の該当する経費を掲載してはどうか。
6	2行政改革の基本的な考え方	市役所は一番市民に身近な自治体です。職員は市民の公僕として自覚し、市民が委ねているものを注意深く責任をもって管理することが必要と考えます。この定義＝ステewardshipを大綱に入れるべきと考えます。
7	2行政改革の基本的な考え方	協働と言う理念を重視し、市民を巻き込んだ改革を目指さないと、特にコストが必ず伴うという理解を得なければ本物に為り得ません。それには現在、総体的に情報開示が積極的でない場が続けば、少ない情報の中では逆に判断の誤解の元となり、かえって混乱、非効率を招きかねません。真のPDCAのサイクルを定着させ、評価は独善的なものでなく、総じて他人がするものとの姿勢に徹し、実施項目、実施内容の小出し、他力本願、実施時期の恣意的引き延ばしをするならば、その結果は本物には為り得ず、またその努力は徒労に終わることと推察いたします。たとえば卑近な例で、今までも永々と継続してきた提案制度などのように、予算委員会時の報告で伺いましたが、21年度実績、現在提案が1件等は最たるものであり、抜本的見直しというならば、事業の見直しを含め思い切って廃止するなど大胆な切込みが図れることを期待します。
8	2(1)基本理念	「市民満足度」を知る具体的な方策は。
9	2(2)改革の視点 市民志向	複雑化、多様化する市民ニーズを「的確に把握」とあるが、具体的な方策は。
10	2(2)改革の視点 適切な役割分担と連携	「民間企業や民間団体による適正なサービスの提供」は、それぞれが任意であることなので削除を。行政が主導する(大綱に取り込む)ことではなく、指導、助言、援助等にとどめるべき。
11	2(2)改革の視点 経営資源の有効活用	「行政経営」を「経営型行政」に。「行政経営」は、使われていない。
12	2(3)基本方針	「民間経営の手法を」を「民間の経営手法を」に修正を。
13	2(3)基本方針	「地方行政運営の原則を」を地方自治法に準じて「地方公共団体の責務の原則を」に修正を。
14	2(5)推進項目の概要	「市民と行政が共通認識をもって」とあるが、共通認識をもつための具体的方策は。
15	2(5)推進項目の概要	「マニュアルの活用」は、提携な業務等に適するのであって、多様化する要望に対応する業務には不適なので、削除を。
16	2(5)推進項目の概要	「人事考課」は、主業務がサービス業務であろう行政の評価基準には厳しさがあるのでは。
17	2(5)推進項目の概要	「将来にわたり現行水準を維持…」とあるが、市民サービスの安易な見直し(切捨て等)は避けてほしい。
18	2(5)推進項目の概要	少子化により学校適正化、学級減少等による空き施設の有効利用は積極的な取り組みを。
19	2(5)推進項目の概要	新たな業務発生に関しての「民間委託の積極的な活用」を。既業務で活用した場合は、それに見合う人員の削減を。委託による業務減に見合う新たな業務の創造は慎重に。
20	用語の解説 1地方分権	「(市町村や県)」を「市町村や都道府県」に修正を。
21	用語の解説	「地方自治体」と「地方公共団体」の両記述があるが、違いは何か。またその使用基準はどうなっているのか。

2 成田市行政改革推進計画(平成22～24年度)(素案)について

番号	体系等	意見等の概要
1		まずこの推進計画の冊子を読んで、疑問に思ったことは、私たち市民に知らされていないことが多いこと。つまり市民のための市民による行政が行われていないことである。これだけの行政改革推進計画案の閲覧は、2週間では短かすぎます。情報開示も不足しています。
2	1(1) 達成状況・財政的な効果	「50の措置項目」とあるが、項目数は200項目(50件×4年=200件(ただし、前年度等からの繰り入れの有無は不明だが))と異なっているが。
3	1(1) 達成状況	生産年齢について、現代社会の現状は60歳定年が多く、これは就労可能か否かの大きな要因となっている。したがって、64歳までが「生産年齢」には疑問。成田市内における60歳から64歳までの総人口に対する就労人員の比率は、「生産年齢人口」を別の表現に修正を。
4	1(1) 達成状況	進行した行政改革の具体的な事項の追加を。合併後4年を経過したが、成果評価が公表されず、市民には現状がわからず。次に市町村合併が計画されたときの判断材料がない。
5	1(1) 財政的な効果	平成17年度から平成21年度までの財政的効果目標額24億円あまりの根拠がわからない。(1)この額が適正か適正でないのか。(2)適正ならば、この目標額を達成した後、どのように成田市が健全化となるのか。(3)この目標額によって、将来どのような成果が表れるのか。これらの説明がなされていないように感じます。
6	1(1) 財政的な効果	食糧費とは何か。その内容は、業務等との関係は(例:会議費、残業食、懇談会等)。効果額(18,639千円(4,660千円/年))の食糧費総額に対する比率が不明、内容が不明だが、若干「高額」か。
7	1(1) 財政的な効果	「補助金・負担金の適正化」について、団体数に比して、事業数が少ない。給付対象は団体に対してか。
8	1(1) 財政的な効果	「措置項目(主な内容)」と明記しているが、主なものを以外を「その他」で計上すべきであった。したがって、当然表中の「合計」(金額)は変更され、その額は総歳出(対象4年間)に対し、何%になるかを明記すべき。
9	- - 1	「自治基本条例の制定」の体系について、「市民との協働の推進」は「自治基本条例の制定」に集約されるので自治基本条例を大項目にあげ、1- -2以降は枝葉になると思います。
10	- - 1	「民間企業や民間団体による適正なサービスの提供」は、それぞれが任意であることなので削除を。行政が主導する(大綱に取り込む)のではなく、指導、助言、援助等にとどめるべき。
11	- - 1	自治基本条例の制定は、大衆(市全体)の声を聴き、市民からの応募を行い、市民が中心・主体となった基本条例とすること。他の自治体の状況を参考にして速やかに動き出してほしい。
12	- - 2	「市民満足度アンケート調査の実施」について、アンケート調査の回収率が50%未満というのは若干低いのでは。方法、対象者、内容その他の再検討が必要。回収率50%未満の結果は資料としての価値に疑問があり、運用は慎重に。
13	- - 4	「市政モニター制度の導入」について、情報公開が不十分であるため、モニター制度を導入しても公正、的確な意見が難しい。
14	- - 5	附属機関等の委員委嘱の基準(70歳未満の年齢制限及び重複委員の排除)を撤廃し、門前払いの排除を。有識者、経験者、意欲のある人等有能者の確保。
15	- - 5	しっかりした考えの人を除いて、単なる報酬目当ての人が見受けられ、税金の無駄であるからして、面談なり、論文を提出させて、行政に参画できる人物のみ登用することが肝要である。
16	- - 7	「市長への手紙」には積極的に参加し、多々意見等を提出するが実現されたものは極少である。真に住民からの意見を求め、活用する制度にするには、「広報なりた」で年何回かはPR、提出手順等を紹介しているが、成果(実施済み)の報告は皆無である。成果を提案者に報告し広報にも掲載することや市長への手紙の担当部署は、提案事項担当部署の状況をチェックし、促進を図るなどの改善が必要。また、「市長へのメールQ&Aコーナー」について、ほとんど更新されないか、数値、名称等の更新のみのものが多々ある。市長へのメールの担当部署が一括更新するのではなく、提案事項の担当部署が個別で更新するようにしたらどうか。そのためのルールを作成したらどうか。
17	- - 8	「まちづくり茶論」について、フリートキングの場を設けること(年1回でも可)や3人以上のグループの撤廃(1人でも可)といった現行方式の改善を。
18	- - 10	「自主防災組織の育成」について、高齢者化社会、高齢者独居家庭が増加傾向の現状下での積極的な育成は疑問。上記の人以外の人たちの負担増になりかねない。
19	- - 10	「ごみ袋の大きさの見直し」について、見直し基準を「新清掃工場…」の他に内容物の実際の入り目(容量、重量等)の実状も考慮すること。
20	- - 1	「行政評価へ外部評価の導入」について、現状でなかなか市の内部でどんな行政が行われているのかわからない。実施内容としては、先進国(スウェーデン)で行われている公的オンブズマン制度を導入すれば、行政側が緊張感をもって仕事をすることができ、結果評価が高まると考える。有識者は公正な人物かどうか市民にはわからないので、選定が難しい。また監査委員は弁護士、公認会計士、税理士等公会計に詳しい外部の人が望ましい。

2 成田市行政改革推進計画(平成22～24年度)(素案)について

番号	体系等	意見等の概要
21	- - 5	「入札制度の透明性確保」について、現状の入札制度において、電子入札もしくは紙入札と決められているのは甚だ不十分である。随意契約は廃止とする。物品、調査、工事等は10万円以上競争入札とし、見積り入札は不可とし、透明性を高めることが市民への信頼回復と考える。
22	- - 10	「視察報告書の公開」について、市民感情として、海外視察旅行は廃止とする。視察程度の情報はインターネットで十分取得が可能である。
23	- - 11	「財政援助団体等に対する監査実施」について、1 - - 1の行政評価へ外部評価の導入で述べたが、弁護士、公認会計士、税理士等公会計に詳しい人を選定する。
24	- - 1	「職員研修の充実」について、実施内容に以下のものを追加する。市民の公僕という立場を忘れぬように常日頃よく、朝礼で唱える。税金で研修を受けているという自覚をもたせ、研修の最終日に試験を行い、どれだけ理解したか試験の内容と成果をホームページにて公表する。また後日、その研修のフォローアップをし、公表する。昇格、昇給の参考とする。研修は専門の外部委託とする。初級職員は考える力を養う。役職職員、幹部職員は実績、および試験にて登用する。年功は考慮しない。
25	- - 3	「多様な人材の確保」の実施内容について、採用はすべて外部委託とする。定年退職者は一旦すべて退職させる。再任は中途採用の職員と同じ内容の試験にて選抜する。専門コンサルタントと対等に対応できる職員を中途採用する。
26	- - 4	「職員提案制度の活用」について、職員数600人余で2件は、少なすぎる(無に等しい)。「QC活動」の導入を。
27	- - 4	「職員提案制度の活用」について、民間会社の制度を参考にし、活用する。職員は常に問題意識を持つ。1件/1人・1箇月
28	-	成田市は公共事業について仕分けが必要。第三者機関を設けると同時に市民の声を生かし、チェック機能を強化して予算案の作成を。
29	- - 1	「行政評価の活用」について、まずは情報開示する。
30	- - 2	「公益法人制度改革への対応」の実施内容について、市民にとって必要以外の成田市の財団を洗い出し天下りは廃止する。
31	- - 3	「庁用自動車運転業務の見直し」の実施内容について、市長以外は運転手付公用車の廃止。公用車は部単位で乗合わせる。県外出張は原則電車、バスの利用。やむを得ぬ場合のみタクシーを認める。
32	- - 7	「職員福利厚生事業の見直し」の実施内容について、費用のうち税金の補助は廃止する。
33	- - 10	「IP電話の導入」の現状について、庁舎間の電話の無駄な会話がが多いのではないかと。実施内容として、電話を制限し、庁舎間はイントラネットを導入する。IP電話は不具合があるので機能を確めてから導入する。
34	- - 12	「契約事務の見直し」の実施内容について、1万円以上の物品、10万円以上の工事・調査すべて競争入札で見積および随意契約を禁止とする。
35	- - 15	「業務委託、臨時職員の活用拡大」の実施内容について、業務委託、臨時職員の部署を活用し、正規職員を他部署に移動させる。
36	- - 23	ISO14001認証取得は、本庁舎及び消防本部の2部署以外での認証取得が理想だが、多大な経費を要するので、下総・大栄両支所で取得を。または、両支所にISOに準じたシステムを導入し、内部監査員による定期監査で水準を維持する。
37	- - 23	「ISO14001に基づく継続的な環境配慮行動の推進」の実施内容について、本庁以外出先機関もISO14001を実施する。数値目標については、国際公約である温室効果ガス総排出量の削減量を1990年比6%削減とする。平成18年度の基準年度は下総、大栄の合併に託けた言い訳でしかない。
38	- - 27	「事務事業の統合」の実施内容について、インフォメーションの充実を計り、事務事業の統合により、観光成果を上げる。具体的に数値目標＝観光来客人口の拡大＝観光客収入(関連税金)の拡大
39	- - 28	「観光循環バス運行事業の見直し」について、観光というより、路線バスの経路を走行しているの、他バス(路線バス、100円循環バス等)とダブっている。見直しは廃止を含めて行う。
40	- - 31	「屋外広告物事業の見直し」の実施内容について、再任用職員でなく、シルバー人材センター(防犯パトロール車)に依頼し経費節約をはかる。
41	- - 35	「給食調理業務の民間委託」の実施内容について、食材を無農薬・無添加にし、成田産地を極力調達しよう委託条件をつける。
42	- - 43	「移動図書館の縮小」について、廃止後の代案が必要。
43	- - 45	「各種選挙における派遣職員等の活用」の実施内容について、短時間で開票・集計業務をしている先進市(取手市)を参考とする。
44	-	「持続可能な財政構造の構築」について、これからの地方自治体は地方分権が進むと思われる。よって給与も人事院勧告に合せた給与でなく、自治体の財政が厳しくなれば、引き下げざるが普通に行われると思う。成田空港が将来国際空港のハブとして生き残れるか不透明なこの時期、歳入と歳出のバランスが取れた財務体質が肝要と考える。国が行っている事業仕分けが当市でも必要であり、仕分け人は各部署に精通している市民が行うと良い。

2 成田市行政改革推進計画(平成22~24年度)(素案)について

番号	体系等	意見等の概要
45	- - 2	「公共工事のコスト縮減」について、構築物を成果品として納品する場合は、仮設工事は任意とし、LOWコストを考え、入札可能とする方式に改める。尚、工事検査は厳格に行うため、検査官は工事に精通した人が必要とする外部機関に委ねる。
46	- - 3	「未利用地等の有効活用」の実施内容については、現状の具体的未利用地が示されていないので、検討が出来ない。
47	- - 7	「各種基金の活用」の現状についての基金の情報が開示されていないので、コメントしようがない。
48	- - 13	「一時保育保育料の見直し」について、現状が安すぎる。担当課は認識不足が甚だし、時間給でも安いぐらいである。
49	- - 14	「補助金の見直し(合併処理浄化槽維持管理費補助金)」で現状について環境審議会に諮ったほうが良い。
50	- - 16	「補助金の見直し(永年勤続従業員表彰補助金)」について廃止が望ましい。
51	- - 17	「水道事業の経営健全化」について、八ツ場ダムからの取水は不可。よって負担金は拒否すべきであり、それに代わる水源を確保する。
52	- - 2	「支所庁舎の有効活用」の実施内容について、大栄、下総と合併により負の箱物を引き継ぐことになったが、市民に対しても有効活用を検討してもらう。
53	- - 5	「駐輪場の管理運営方法の見直し」の実施内容について、すべてシルバー人材センターに委託する。
54	- - 6	「地域福祉センターの活用方法の見直し」の実施内容について、何でもかんでも利用が少ないといって、地方の福祉を切り捨てるのは不可。有効活用を市民に提案する。
55	- - 16	「図書館分館の見直し」について、公民館併設の現状が良い。すなわち図書館分館に限らず、公民館をその地域の市役所分庁舎としたほうが、行政サービス向上で地域の人に喜ばれると考える。
56	- - 1	「再任用職員の活用」の実施内容について、幹部職員を含め、定年退職後は一旦離職し、再任したい職員は、一般市民の定年退職者、中途退職と同じ条件で採用試験を受けて後、登用されることが望ましい。
57	- - 5	「時間外勤務の抑制」の実施内容について、民間の時間外労働と考え方が違う。民間企業の仕事の資質が明らかに劣る自治体職員が、民間給与よりはるかに高額給与(税金)を支給され、尚且つ、時間の観念が希薄と市民から思われている節が多々ある現状、市民に対して時間外を請求するとは、公僕として如何かなと思う。時間外勤務手当が抑制されれば、各職員は工夫して時間を割振り勤務するものである。民間企業では時間外が多いと経営に影響する。民間企業では残業が多い人間は仕事の能力が疑われ、賞与に影響される。ここの処が税金で働いている市職員との違いがある。休日出勤すれば民間では代休を必ず取られる。代休を取れないような仕事の割振りや、本人の能力が疑われる厳しさが民間企業にはあり、市役所幹部職員の資質にも問題が派生されるおそれがある。
58	- - 6	「適正な定員管理の実施」の実施内容について、行政サービスをどこまで行うのかが問われている。地方分権社会の到来で、民間に出来るものは民間に任せ、自治体でしか出来ないものを市役所職員が行うことで、自然と適正な定員が決まると考える。すべての情報を開示し、市民と行政が協働で考えることである。
59	- - 1	「組織横断的な課題への対応体制の整備」の実施内容について、なかなかPJのリーダーになりうる人物は少ないので、育成されるまで、外部登用に委ねることが望ましい。
60	- - 3	「政策法務能力の充実強化」の実施内容について、これも育成されるまで、外部登用に委ねた方が良い。
61	- - 4	「行政組織の見直し」について、検証実施及び結果の公表を。
62	- - 4	「行政組織の見直し」の実施内容について、市民参画が重要となってくるので、教育委員会と同じように、市民委員会を創り、行政・議会・市民委員会のトライアングルで自治体を創造する。
63	- - 5	「附属機関等の見直し」について、附属機関等は80余あるとのこと。全機関の名称と役割を公表・公開を。
64	- - 7	「予算編成権限の拡大」の実施内容について、予算編成権限拡大に伴い、監査委員の権限も拡大し、市民公募委員、専門職(弁護士、公認会計士、税理士等)委員、従来の議員代表委員、公的オンブズマンが司法と連携し、予算執行を監視する制度を導入する。それにより各課の責任をより大きく持たせる。